

『介護お助け隊』事業の継続について

資料 3 - 1

第 8 期介護保険事業計画における多様な人材の確保対策として、令和 3 年度から『介護お助け隊』事業を行っています。

事業開始から延べ 9 8 名のご登録をいただき、そのうち 3 9 名の方が介護サービス事業所に就労されました。令和 6 年度からは対象施設を障がい事業所も追加しています。令和 7 年度も引き続き事業を継続することとしていますので、利用については是非ご検討ください。

介護お助け隊の具体的な就労先

特養(9)、グループホーム(3)、特定施設(2)、老健(3)、介護医療院(2)、
小多機(4)、看多機(1)、通所介護(9)、通所リハ(2)、その他(4)

『介護お助け隊』 事業の継続について

就労後ヒアリングでいただいたご意見

介護お助け隊の皆さんから寄せられた意見

- 高齢になっても雇用してもらえる場があってありがたい。
- 自分の生活スタイルに合わせて短時間でも働くことができて助かる。
- 「助かる」「ありがとう」と言ってもらえるので、自分が役に立っていることが感じられる。
- 職員さんが事あるごとに声をかけてくれて気持ちよく働くことができる。
- 元気でいる限り働きたい。

介護事業所の皆さんから寄せられた意見

- 急遽人手が欲しい時間帯にすぐに人を紹介してもらえた。
- これまで介護職員が時間をかけて行っていたところを担ってもらえるので、空いた時間を専門業務に充てられるようになった。
- 職員は仕事中は業務に集中してしまうが、お助け隊の方が別の角度から入ってもらえることで見えていないところの情報をもらえたりして補えている。
- ハローワーク以外に異なる窓口があるのが良い。

『介護お助け隊』 事業の継続について

住み慣れた地域の介護事業所等で働いてみませんか？

『介護お助け隊』 募集!!

このような人を求めています！

誰かの役に立つ ことをしたい！	子育てや家事の合間に 短時間で働きたい！	元気で働ける間は もっと働きたい！
--------------------	-------------------------	----------------------

このような効果が期待されます！

働きながら介護の ことが学べる	働くことで生きが いができる！	介護予防につなが り、自分も元気で いられる！
--------------------	--------------------	-------------------------------



登録をご希望の方は下記までお問い合わせください。

TEL 31-0218 FAX 24-0181

益田市役所福祉環境部 高齢者福祉課



対象 益田市在住の方

業務 介護事業所・障害者支援施設での周辺業務
(部屋の掃除、食事の片づけ、利用者の話し相手など)

時間 短時間勤務も可能
(午前のみ・午後のみ・決まった曜日のみ勤務など)

介護周辺業務	介護専門業務
「介護お助け隊」が担当 ・部屋の掃除 ・食事の片付け ・利用者の話し相手 ・レクの手伝い など	専門職員が担当 ・食事介助、入浴介助などの身 体介護 ・その他専門的な知識・経験を 要する業務 など
 介護お助け隊	 介護事業所等の専門職員

このような人も登録できます！

無資格	未経験	短時間勤務
-----	-----	-------

登録～就労までの流れ

登録方法	・市高齢者福祉課に「介護お助け隊」の登録用紙を提出 ・提出時に簡単な面接実施
マッチング	・登録者と事業所のマッチングを実施 ・マッチングの結果、内容が合致した場合、3者で面談（登録者・事業所・市高齢者福祉課）
就労開始	・事業所と登録者の両方で合意後、雇用契約・就労開始

『介護お助け隊』 事業の継続について

詳細につきましては、高齢者福祉課のホームページ内で情報提供しています。

【ホームページの掲載場所】

トップページ＞組織から探す＞福祉環境部＞高齢者福祉課＞介護人材確保対策

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/koreishafukushika/3/2708.html>



※年度ごとに登録手続きを行いますので、年度初めの登録状況を掲載するまでに少し時間がかかります。ご理解いただきますようお願いいたします。

令和 7 年度介護相談員派遣事業 受入れ事業所募集！

◆令和 7 年度も実施します！

令和 6 年度は 2 事業所に介護相談員を派遣しました。

来年度も 2 事業所 の派遣を予定しています。

訪問活動を希望される事業所は、

4 月 2 5 日（金）まで に高齢者福祉課事業者指導係
へ電話（31-0218）またはメールでお知らせください。



介護相談員派遣事業について

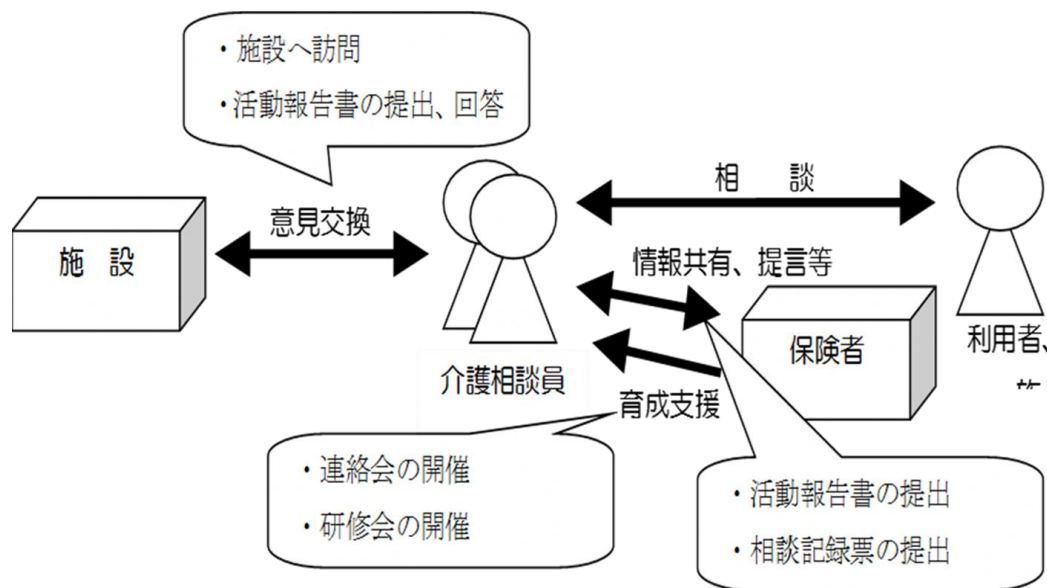
◆介護相談員派遣事業とは

	概 要
事業目的	介護サービス提供の場等を訪問し、サービスを利用する者及び家族の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行う者（介護相談員）を、サービス事業者等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的向上を図る。
介護相談員	相談員 2 名（女性 2 名） ※介護相談員養成研修修了者
訪問回数及び活動内容	1 施設等へ月 1 回、介護相談員 2 名で訪問（約 2 時間／回） 6 月から翌年 2 月まで ① 利用者の話を聴き相談にのる ② サービスの現状把握に努める ③ 事業所の管理者や従事者と意見交換する ④ その活動状況を益田市へ報告する
連絡会	介護相談員や行政との連絡会として年 4 回開催
三者会議	介護相談員や行政、受入先施設との会議として年 1 回開催

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員派遣事業とは

【介護相談員派遣事業イメージ】



**「介護相談員」に
なんでもご相談ください**

月に1度、こちらへ介護相談員が2時間程度訪問します。

介護相談員の

〇〇 〇〇 と 〇〇 〇〇 が伺います。

○皆さんの不安や不満、疑問についてお聴きします。
○ご相談いただいたことをサービス事業所や関係者に橋渡ししながら、解決に繋げていきます。
○ご相談いただいた方のプライバシーの保護は厳守します。

■お問い合わせ先 益田市役所高齢者福祉課 電話 0856-31-0218



家族周知用→
チラシ

←施設掲示用
ポスター

益田市介護相談員

お話ししてみませんか？

介護相談員が施設へ訪問します！

【介護相談員とは・・・】

介護相談員は施設を訪問し、介護サービスについて、利用者やご家族が感じている疑問や不満、不安などを聞き、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質的向上につながる提案をします。

○介護相談員は何でもしてくれるの？

介護相談員は、次のことは行いません。

- ①サービス提供事業者の評価
- ②車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為
- ③利用者同士のトラブルの仲裁
- ④家族問題に関することへの介入
- ⑤物品の修理

○皆さんの不安や不満、疑問について
お聴きします！

(活動期間は7月～翌年2月まで
月に1回、2時間程度)

○ご相談いただいた方のプライバシー
の保護は厳守します！

★相談活動日★

施設内に掲示してあるポスターをご覧ください。施設担当者までお問い合わせください。

※施設訪問日のみの相談対応となります。ご了承ください。

【事務局】益田市役所高齢者福祉課 TEL: 0856-31-0218

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

【介護相談員派遣事業】

平成12年に介護保険制度がはじまり、介護サービスの利用がそれまでの行政による「措置」から、利用者の選択、判断によるサービス提供事業者との「契約」に移行したことを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に創設されたのが介護相談員派遣事業です。

【介護相談員の役割】

利用者とサービス提供事業所との「橋渡し」を行い、サービスの質の向上に貢献します。

また、相談活動の際に気づいた改善した方がよい点等の「気づき」を事業所に提言することで、サービス提供事業者自らが解決を図ることを支援し、利用者の権利擁護の手助けをします。

※介護相談員は次のことは行いません！

①活動上知り得たことを外部に漏らさない

⇒守秘義務の徹底

②派遣先事業所の評価はしない

⇒事業者と共にサービスの向上を目指す役割

③車いす等への移乗、食事介助など「介護」にあたる行為

⇒介護サービスの質的向上に向けた相談活動が目的で、介護ボランティアではない

④利用者同士、家族間のトラブルの仲裁

⇒介護相談員は仲裁や問題解決をする役割ではなく、各機関・担当者等への橋渡し役

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

- 第三者委員…事業所（法人）からの依頼で活動し、苦情を受け付け、解決を目指す。
⇒何らかの問題が生じた場合の事後的な対応
- 介護相談員…市からの任命（委嘱）で活動し、利用者や家族の声を聴き、利用者とサービス提供事業所の橋渡しを行いサービスの質的向上に努める。
⇒苦情や問題に至る事態を未然に防止（改善の途を探る）

その他（区域外指定について）

◆地域密着型サービスの基本原則

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則としてその市町村の方だけが使える介護サービスです。そのため、原則として益田市に所在する地域密着型事業所は、益田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。
- 例えば、益田市外の住民が益田市内のグループホームに住民票を異動して入居する場合などは、地域密着型サービスの趣旨に沿わないものといえます。

◆地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

- 原則は上記のとおりですが、被保険者からの利用希望に基づき益田市が必要であると認める場合には、例外的に他の市町村に所在する事業所について、市町村（施設所在）の同意を得た上で指定することにより、利用可能となります。
- 他市町村の被保険者が、益田市の地域密着型サービスを利用する際も、保険者間での協議・同意や指定が必要となるので、該当事例がある場合は事前に事業者指導係へお問い合わせください。

その他（区域外指定について）

◆利用・手続き例

- ★益田市の被保険者がA市の地域密着型サービスを利用したいとき
⇒A市の同意・益田市への指定手続きが必要
- ★A市の被保険者が益田市の地域密着型サービスを利用したいとき
⇒益田市の同意・A市（他市町村）への指定手続きが必要
- ★住所地特例者（※1）
⇒提供対象サービス（※2）であれば手続き等不要で利用可能

★総合事業

⇒保険者間の同意は不要
指定手続きが必要

※1 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に入居した者のみ利用可能

※2 住所地特例対象者への提供対象サービス（介護予防含む）

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑥地域密着型通所介護

その他（認知症介護実践者等養成研修の申込方法の変更について）

◆認知症介護実践者等養成研修の申込方法の変更について

- 当該研修の申し込みについて、これまでは市に申込書をご提出いただいていたましたが、今後は研修受講サポートシステムにより行っていただくこととなります。

◆対象となる研修

- 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

◆研修受講サポートシステムについて

- 島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センターホームページをご覧ください。

【研修受講サポートシステム 概要ページ】 https://www.shimane-fjc.com/support_system

【研修受講サポートシステム ログインページ】 https://seminar.fukushi-shimane.or.jp/sign_in

- システム、研修等に関するお問い合わせは、島根県福祉人材センターへお願いします。

【TEL】 0852-32-5975（研修係） 【ホームページ】 <https://www.shimane-fjc.com/>

その他（介護労働実態調査の実施について）

◆介護労働実態調査

- 益田市では、介護労働の実態を把握し、介護人材の確保・定着を図ることを目的として、平成20年度から介護労働実態調査を実施しています。
- 今年度におきましても、第10期介護保険事業計画（令和9年度～11年度）の策定に向けて、調査を実施します。ご多忙の折、お手数をおかけして申し訳ございませんが、調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 調査の内容や方法については、前回実施（令和4年度）と大きな変更は考えておりませんが、介護保険運営協議会に諮って決定します。
- 前は、事業所及び従業者向けともに、回答を紙媒体の配布・回収及びWEB回答の2種類で実施しております。今回も、同じように回答できるよう考えています。

その他（情報提供）

◆介護労働安定センター

- 介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けられるようにするためには、雇用管理の改善等は重要です。
- 公益財団法人 介護労働安定センターでは、事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助を実施しています。
- 就業規則や賃金規程の作成等、相談・援助も行っていますので、適宜ご活用ください。

★公益財団法人 介護労働安定センターホームページ★

<https://www.kaigo-center.or.jp/>

★公益財団法人 介護労働安定センター島根支部ホームページ★

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane/>

令和7年度 4 月からの機構改革について

1 概要

- ◆ こども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった、従来の分野別の支援では十分な対応が難しい複雑化した課題を抱える人や世帯に対し、既存の取組も活かした重層的な相談支援を行うため、「総合支援課」が新設されます。
- ◆ 高齢者福祉課の業務の一部が「総合支援課」へ移管することにより、「地域包括推進係」が「高齢者福祉係」に統合されます。業務が移管した後も連携して取り組んでいくことになります。
- ◆ 「総合支援課」と「高齢者福祉課」は現在の高齢者福祉課内へ配置され、「事業者指導係」と「連絡便BOX」の配置場所が変更になります。

令和7年度4月からの機構改革について

2 各課の所掌事務

総合支援課

- ・ 重層的支援体制整備事業に関する事
- ・ 成年後見制度に関する事
- ・ 生活困窮者自立支援事業に関する事
- ・ 虐待防止法に関する事
- ・ ひきこもり支援に関する事
- ・ 大学連携による研究事業に関する事

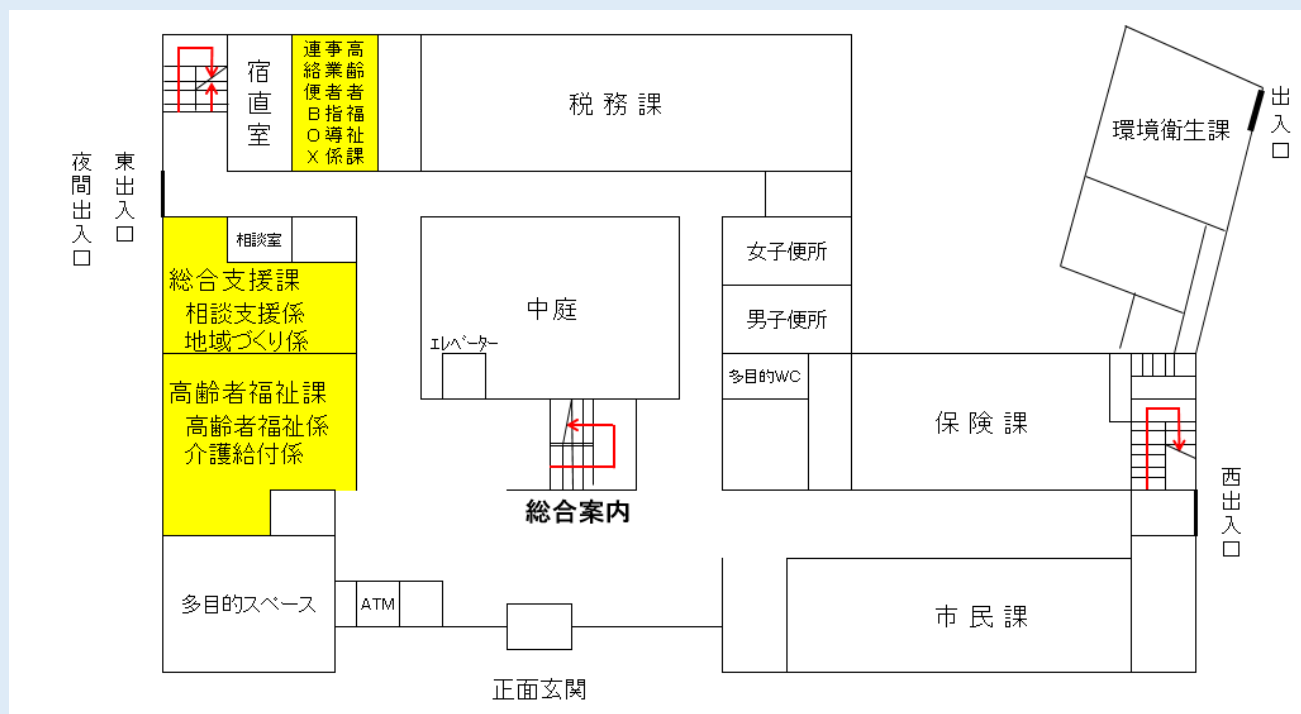
高齢者福祉課（旧地域包括推進係）

これまでの所掌事務から以下の事務が総合支援課へ移管します。

- ・ 成年後見制度に関する事
- ・ 虐待防止法に関する事
- ・ 総合相談（高齢者に関わる個別対応）に関する事

令和7年度4月からの機構改革について

3 市役所配置図



令和7年度4月からの機構改革について

ご理解とご協力
をお願いします

4 連絡便BOXの運用方法の変更

- ◆ 配置場所が、高齢者福祉課内から変更後の事業者指導係の執務室へ移動します。
- ◆ 今後、連絡便BOXの夜間、休日の利用を廃止することを検討しています。令和7年度の利用実績を見て判断します。
- ◆ 当面の間（令和7年度中）は、市役所夜間出入口の宿直室へ文書を預けることはできますが、BOX内の文書を持ち帰ることはできません。
- ◆ 個人情報流出や保安上の観点から、業務時間外は事業者指導係の執務室を施錠しますので、立ち入りはできません。